市議会モニターからの意見・提言一覧

令和4年度

受付 番号	受付日	意見·提言内容	回答	所管委員会
1	R4.6.21	【一般質問について】 一般質問の議題について、私的な問題について議題として取り上げ、公の場で議論する必要はないのではないか。	一般質問においては、市の一般事務について質すことが 可能となっており、質問する議員が直接の利害関係を有す る場合においても、当該事務が市や住民生活に影響を及ぼ すと判断されれば質問を行うことがございます。 今後の一般質問においては、ご指摘の趣旨に鑑み、質問 する各議員が熟慮を重ね、市民の皆様にご納得いただける 質問となるよう努めてまいります。	
2		らは見えない。たとえパネルを使用して説明したとしても、市	ネル表示と同じ内容を資料として印刷し傍聴者にお配りして	議会運営員会